

最高裁秘書第2485号

平成30年6月22日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司 様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書開示通知書

平成30年5月21日付け（同月22日受付，最高裁秘書第2169号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

昭和32年最高裁判所規程第11号「司法修習生のバッジに関する規程」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

司法修習生のバッジに関する規程

昭和32年11月15日最高裁判所規程第11号

司法修習生のバッジに関する規程

第一条 司法修習生は、この規程に定めるバッジをつけるものとする。

2 前項のバッジの形状及び制式は、附図のとおりとする。

第二条 前条のバッジは、交付する。

2 司法修習生がその身分を失つたときは、すみやかにバッジを返納しなければならない。

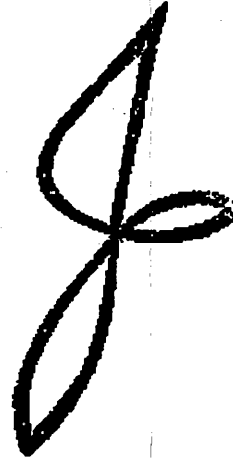
附則

この規程は、昭和三十二年十二月一日から施行する。

(入宝七) 銀			地質	
下片	右片	上片	大 き さ	
幅長さ 三九 五纏	幅長さ 二七 三纏	幅長さ 三〇 五纏		
銀			縁	表 面
下片 白色	右片 赤色	上片 紺色	内 部	
銀			裏面及 び側面	

バッジの制式

バッジの形状



(附圖)